

令和 8 年度石垣市販路開拓業務

業務委託仕様書

1 業務名：令和 8 年度石垣市販路開拓業務

2 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日

3 趣旨・目的

本業務は本市の石垣空港保税蔵置場および石垣港税関機能に加え、特に開設される台湾（基隆）との定期フェリー航路を最大限に活用し、石垣市内の事業者の輸出入貿易を拡大することによって、地域の活性化を図る。

貿易拡大に向けては、石垣の企業のみならず、地域商社や台湾の現地事業者、現地百貨店などと連携し、販路開拓業務終了後も継続的に取引できる体制を構築することとする。そのために、石垣市内の可能性のある商品の発掘、展示会即売会、石垣及び台湾での相互の商談会と台湾企業の石垣市内の産業視察を実施することで、双方向の経済交流を深化させる。

4 委託業務の内容

受託者は、石垣市の産業特性および台湾市場の動向を深く理解した上で、専門家としての知見を活かし、以下の業務を遂行すること。

(1) 商品発掘及び意識醸成セミナーの実施

ア 市内産品の発掘

時 期：2026 年 5 月～7 月

台湾市場での需要が見込める石垣市内産品を、受託者の知見に基づき 5 社以上発掘すること。対象企業の選定にあたっては、委託者と十分に協議を行うこと。

イ 輸出入セミナー 1 回程度

市内事業者の海外展開への意欲を醸成し、具体的な貿易実務への理解を深めるセミナーを企画・運営すること。講師の選定、集客、当日の運営、事後のフォローアップまでを一貫して行うこと。

セミナーの概要

対 象：石垣市内事業者

日 時：委託者と協議の上、受託者が指定する。

会 場：石垣市庁舎会議室（無料）

講 師：委託者と協議の上、決定する。

(2) 物産展

台北市内の有力百貨店やイベント等の、集客力およびターゲット層が合致する会場を選定し、石垣市産品のテストマーケティング及び販売を実施する。

物産展の概要

日 時：2026年6月～12月（3日間程度）

場 所：委託者と協議の上、決定する。

参加者：出展企業5社程度

参加事業者の募集、参加事業者の選定、参加事業者への事前説明を行うこと。

販売品：現地調達又は石垣調達

受託者負担：会場確保、物産展会場費・設営費、広報費、通訳費、現地までの渡航費、宿泊費、販売員手配、石垣市産品は買い上げて輸出すること

(3) 商談会（台湾会場）

①事業者の販路拡大に繋がる可能性のあるバイヤーを選定し商談会を実施すること。

②商談の成約が高く見込まれ、台湾で継続的な販路開拓に繋がるバイヤー等を5社程度選定することとし、委託者と協議の上、決定すること。なお、参加事業者の決定は、委託者と協議の上、決定すること。

③参加事業者は物産展に参加する5社程度とし、受託者において商談会申込書、商談シート等の書類作成を行い、商談会の成果を高めること。

④商談会の会場手配、マッチングの運営を行うこと。また、通訳手配など必要に応じて手配する事。なお、商談会は商談会上にて対面形式で実施すること。

商談会の概要

日 時：2026年6月～12月の物産展の期間中の1日程度とする。

場 所：台北市内（物産展と同会場が好ましい）

参加者：参加事業者5社5名程度

その他：①地域商社を派遣し商談をサポートすること。

②商談は、5社が同時に行えるスペースを確保すること。

③商談回数は、1社につき3社以上と行うこと。

④商談時の通訳は、商談に支障がないよう手配すること。

(4) インバウンド商談会（石垣会場）

①事業者の販路拡大に繋がる可能性のあるバイヤーやサプライヤーを選定し商談会を実施すること。

②商談の成約が高く見込まれ、石垣と台湾で継続的な販路開拓に繋がるバイヤーやサプライヤーを5社程度選定すること。

③参加事業者は市内の事業者8社以上とし、受託者において商談会申込書、商談シート等の様式作成を行い、商談会の成果を高めること。

④商談会の会場手配、商談会の運営を行うこと。また、通訳手配など必要に応じて手配すること。なお、商談会は商談会会場にて対面形式等で実施すること。

商談会の概要

日 時：2026年6月～12月の1日程度とする。

場 所：石垣市内

参加者：バイヤーやサプライヤーなど5社5名程度

その他：①台湾のバイヤーを選定し、招聘すること。また、旅費の精算も行うこと。

②地域商社を派遣し商談をサポートすること。

③商談は、5社が同時に行えるスペースを確保すること。

④商談回数は、1社につき3社以上と行うこと。

⑤商談時の通訳は、商談に支障がないよう手配すること。

(5) 石垣市場調査

日 時：2026年6月～12月のインバウンド商談会の1日とする。

調査先：石垣市内の商業施設、企業とし、参加事業者の要望を踏まえ実施することとし、委託者と協議の上、決定する。

参加者：バイヤーやサプライヤーなど5社5名程度

その他：①現地の中国語対応可能なガイドを手配すること。

②調査先の移動に係る交通手段を手配すること。

③調査先及び移動中の安全に配慮すること。

(6) 事業の効果分析及び報告

事業実施後、各業務の実施内容についてそれぞれ分析し、委託者の次年度以降の取組の参考となる内容をまとめた業務報告書を提出すること。その際、本委託の成果が可視化できるよう、参加事業者の成約件数、成約額や売上高など、定量的なデータを盛り込むこと。

上記に係る各種調整業務

5 委託期間

委託契約締結日から令和9年2月26日まで

6 その他

(1) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。

なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。

(2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分な協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、本市に必要な事項について、受託者は、積極的に提案を行うこと。

(3) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。

(4) 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

(5) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要性があると認める場合は、石垣市と協議すること

7 主な対象経費

- (1) 事業費：①人件費 ②旅費 ③物産展・出展経費 ④台湾での商談会経費
⑤石垣での商談会経費 ⑥その他諸経費

※各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件がわかるように明記すること

- (2) 一般管理費：直接経費（事業費）×一般管理費率

※一般管理費率は、原則 10%以内とする

8 業務の完了、委託額の確定にかかる提出書類

本業務が完了した時、また委託費の請求に対して、以下の書類を提出すること。

- (1) 完了届（所定の様式）
- (2) 業務実績を示す資料
- (3) 経費明細書（支出根拠を示す証憑、資料等）
- (4) その他契約書や協議によるもの

9 関係書類等の整備

本業務にかかる関係帳簿類を整備して、5年間保管すること。

10 業務の適正な実施に関する事項

(ア) 市との調整

業務を遂行するにあたり、市との調整を行う責任者を明確にし、進捗状況等を適宜の連絡を図ること。

(イ) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務の一部について、市が認めたときはこの限りではない。

(ウ) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(エ) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月条例第 13 号）、石垣市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年 3 月規則第 17 号））に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(オ) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

(カ) 著作権

本業務の成果品にかかる著作権は、本市に帰属するものとする。本業務の中で、第三者が持つ画像や引用などの所有権、著作権については、受託者において承諾を得るとともに適切に扱うこととする。

11 その他

本仕様書に明示なき事項、または疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。